

## 歩道の有効活用社会実験「まちカフェ」実施要領

## (目的)

- 1 この要領は、中心市街地の賑わい創出、商店街振興及び道路の利便性増進を図るため、市の管理する国道、県道及び市道（以下、「道路」という。）において、歩道の一部を有効に活用すべく、道路占用許可基準の緩和を日常的に行う仕組みを平成 31 年 4 月までに策定するための社会実験「まちカフェ」を実施する上で、必要な事項を定めることを目的とする。

## (まちカフェの運営者)

- 2 まちカフェの運営者は、関係法令、本要領等を遵守し、まちカフェで道路占用を行う者（以下、「出店者」という。）の出店要望の取りまとめ、監督及び指導ができる組織もしくは団体（以下、占用主体と呼ぶ。）とする。

## (占用物件)

- 3 占用物件は、道路法、道路法施行令に掲げる施設、工作物又は物件のうち、道路の通行者又は利用者の利便性の増進に資するものとして、道路交通環境の維持及び向上を図るための清掃その他措置が講じられている、下記のものとする。

- (1) 露店、商品置場：テント、パラソル
- (2) 食事、購買施設：テーブル、イス、ベンチ、フェンス、コーン、パラソル
- (3) 広告施設：看板、旗ざお、幕

ただし、信号機、道路標識等の交通安全施設の効用を妨げるもの、または、車両の運転に支障を生じさせる物件は占用を許可しない。

また、食事施設は道路の通行者が誰でも使えるような形で運用するものとする。これによらない場合は、必要となる許認可を占用主体、若しくは出店者が自ら申請するものとする。

## (まちカフェを実施する期間)

- 4 まちカフェを実施する期間は、下記のとおりとする。なお、この期間は、必要に応じて関係機関の協議により変更することができる。

- (1) 平成 30 年 5 月 25 日～7 月 26 日（63 日間）
- (2) 平成 30 年 8 月 7 日～10 月 31 日（86 日間）

## (占用を認める時間)

- 5 占用を認める時間は、午前 8 時 30 分から午後 11 時までとする。なお、占用を認める時間は、必要に応じて関係機関の協議により、短縮若しくは延長することができる。

## (占用範囲)

- 6 占用の特例を認める範囲は、別図に示す路線及び区間のうち、交通安全対策が行える場所とする。占用範囲の決定は、下記のとおり行う。

- (1) 地形図に占用可能な歩道の区間を図示する。

- (2) 図の縮尺は  $S=1/5000\sim 1/10000$  程度とする。
- (3) 占用範囲は、関係機関の協議で定める。

#### (占用箇所)

- 7 具体的な占用を許可する箇所は、占用範囲のうち、占用主体から要望のあった箇所とする。占用箇所の提示は下記のとおり行う。
  - (1) 占用箇所は、道路台帳附図に具体的な占用する箇所、設置を予定する占用物件、及び、歩道等の有効幅について、平面的な位置関係を図示する。
  - (2) 平面図の縮尺は  $S=1/500\sim 1/2000$  程度とする。
  - (3) 標準横断面図（縮尺  $S=1/100\sim 1/200$ ）により、占用物件と歩道の位置関係を図示する。

#### (手続きの主体)

- 8 まちカフェ実施に向けた手続きは下記のとおり行う。
  - (1) 占用主体は、中心市街地整備室が占用主体候補を選定し、道路管理課及び長岡警察署の同意を得て決定する。
  - (2) 占用範囲は、中心市街地整備室が案を作成し、道路管理課及び長岡警察署に協議した上で決定する。
  - (3) 占用箇所及び占用物件は、占用主体が出店者の要望を取りまとめて決定する。
  - (4) 道路占用・使用許可申請手続は、占用主体が実施する。

#### (道路占用料)

- 9 社会実験に関わる道路占用料及び道路使用申請手数料は、市が実施する社会実験として、免除を受けることができる。

#### (占用時の交通安全対策)

- 10 占用の際には、下記の条件を満たすこととし、歩行者等の安全確保を図ること。
  - (1) 自転車及び歩行者が通行できるよう、3.0メートル以上の幅員を確保すること。
  - (2) 上記(1)の通行帯は、交差点間で一直線となるよう配慮すること。
  - (3) 視覚障害者誘導ブロックの中央から両側0.6メートルの範囲は、通行帯の中に収めること。
  - (4) 自転車歩行者道において、自転車と歩行者の通行区分線がある場合は、自転車通行帯を1.0メートル以上確保すること。
  - (5) 通行帯の安全を確保するため、自転車を降りて通行する旨注意喚起する看板を占用する路線の起終点（交差点ごと）に配置すること。
  - (6) バス及びタクシー乗り場の前は、車道側の占用を認めない。

#### (占用物件の維持・管理)

- 11 占用物件の維持及び管理は下記のとおり行うこと。
  - (1) 占用物件は、占用許可された時間になってから設置し、占用許可時間内に撤去を終えること。なお、占用物件はすべて民地内に収納すること。
  - (2) 占用物件の維持管理は、占用物件の設置者が実施すること。

- (3) 荒天時や道路の安全を確保する上で支障がある場合は、占用物件を速やかに撤去すること。
- (4) 占用物件の使用に起因する諸問題については、占用物件の設置者が自らの責において解決すること。

(占用時の清掃)

12 占用を行う際の清掃は下記のとおり行うこと。

- (1) 占用物件を設置する者は、占用主体の定めた規則に従い、占用箇所及びその周辺歩道の清掃を行うこと。
- (2) 出店者が食事施設及び購買施設を設置する場合は、同時にごみ箱を設置し、ごみ処理を行うこと。ごみ処理は、占用主体の定めた規則に従い、適正に処理すること。
- (3) 商品等の冷却用氷及び水以外の汚水等は側溝へ流出させないこと。

(占用物件の景観)

13 占用物件の構造及び色彩は、周辺と調和するものであること。

(占用物件の設置に伴う禁止事項)

14 占用物件の設置に伴う禁止事項を下記のとおり定める。

- (1) 易燃性もしくは爆発性をもつ物及びその他危険と認められるものの使用、貯蔵は認めない。
- (2) 悪臭・騒音等を発する物件を設置及び保管することは認めない。

(占用主体及び出店者の責務)

15 占用主体及び出店者は、下記の責務を有する。

- (1) 占用物件を設置、管理、撤去すること。
- (2) 交通管理者及び道路管理者の指導に速やかに対応すること。
- (3) 占用箇所周辺における駐輪自転車の管理を行うこと。
- (4) 出店者の出店にあたり、出店箇所及び隣接する建物の住民並びに店舗経営者等から同意を得ること。
- (5) 道路管理者が行う又は許可した工事、他団体が行うイベント等に際して、占用物件の設置もしくは撤去等に協力すること。
- (6) 公序良俗及び占用規則に反する行為をしたものを注意し、辞めさせること。

(占用主体の責務)

16 占用主体は、下記の責務を有する。

- (1) 出店者の出店申請を取りまとめること。
- (2) 道路占用・使用許可申請手続を行うこと。
- (3) 出店者の活動を監督及び指導すること。
- (4) 歩行者及び自転車の通行に配慮した安全対策を行うこと。
- (5) まちカフェの実施について、広報活動を行うこと。

(出店者の責務)

17 出店者は、下記の責務を有する。

- (1) 関係機関及び占用主体の定める規則等を遵守すること。

(市の責務)

18 市は下記の責務を有する。

- (1) 占用主体の活動を支援すること。
- (2) 歩道の有効活用を本格運用するため、法に定められた手続き及び関係者との協議、調整を行うこと。

(市の免責事項)

19 まちカフェの実施にあたって、市は下記の事項は実施しない。

- (1) 通行に支障のない道路施設（舗装、標識等）の修繕等
- (2) 交通安全上支障とならない道路施設、占用物件等の清掃
- (3) 露店等を実施するために行う電気設備、上下水道等の整備
- (4) 占用物件の設置に際する支障物（他の占用物件、駐輪自転車等）の撤去
- (5) 道路管理者が行う、又は許可した工事、他団体が行うイベント等に起因する営業補償

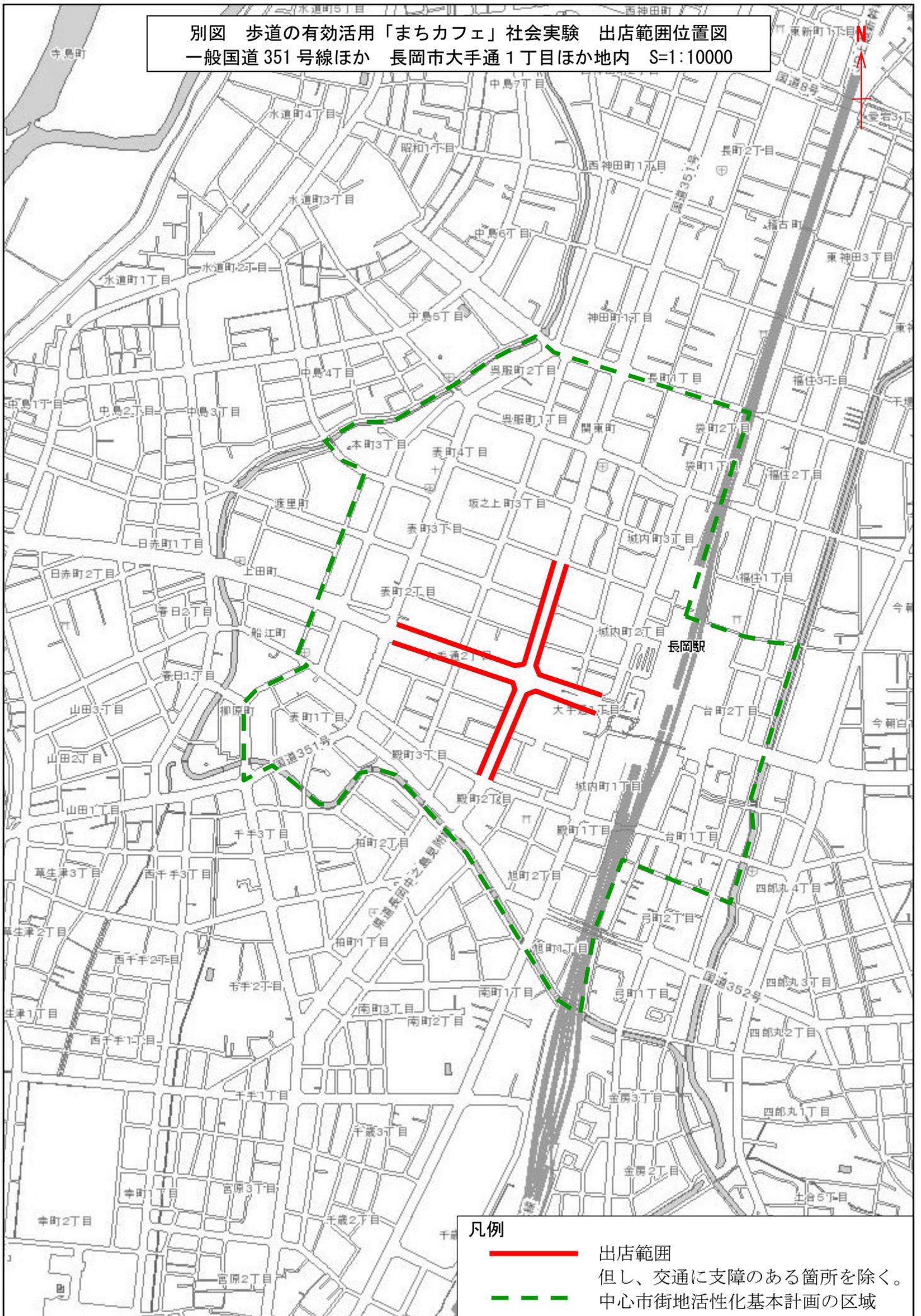
(不明な事項の対応)

20 この要領に定めのない事項、及びこの要領について疑義を生じたときは、関係機関と占用主体とが協議して定める。

附 則

この要領は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

別図 歩道の有効活用「まちカフェ」社会実験 出店範囲位置図  
 一般国道351号線ほか 長岡市大手通1丁目ほか地内 S=1:10000



凡例

- 出店範囲  
但し、交通に支障のある箇所を除く。
- - - - 中心市街地活性化基本計画の区域